

個人住民税の特別徴収について

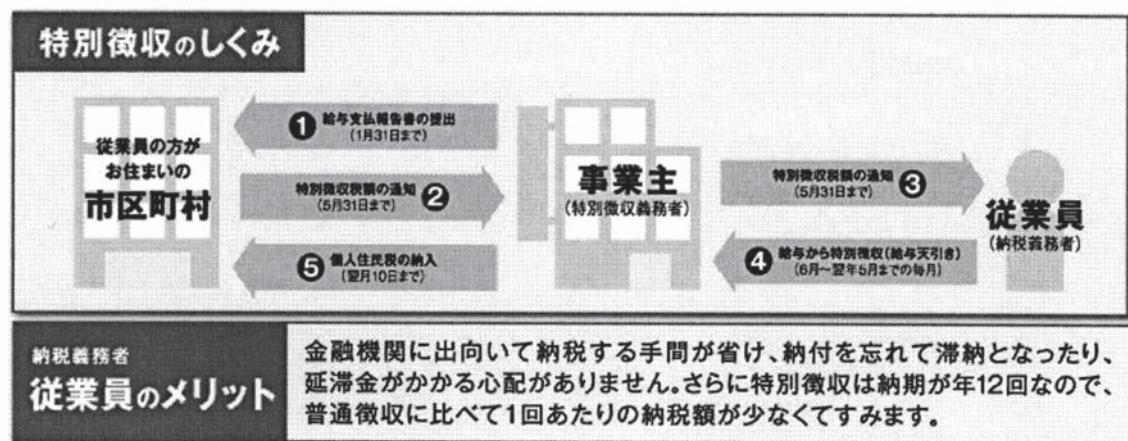
横浜市からのお知らせ

横浜市では、神奈川県と県内の市町村と協同し、個人住民税の特別徴収の推進に取り組んでいます。この動きを受け、横浜市では平成27年度（平成27年6月の給与から引き去り開始）から、横浜市内に事業所があり、所得税の源泉徴収義務のある事業主を特別徴収義務者として一斉に指定させていただく予定となっておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

特別徴収に関するよくあるご質問

Q1 個人住民税は特別徴収しなくてはいけないのですか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、すべての従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。（地方税法第321条の4）



Q2 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければいけませんか？

A しなければいけません。ただし、給与の支払いを受ける従業員（納稅義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」をご利用いただけます。

Q3 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A 原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等

【お問い合わせ先】

横浜市特別徴収センター

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話: 045-671-4471 受付時間: 8時45分～17時15分(土・日・祝日を除く)

※こちらでは「納稅」とび「納稅証明の発行」は、お取扱いしておりません。